

市民公益活動支援基金運営委員会運営要領（案）

- (1) 協議するための資料は事務局（市民協働課及び市民活動支援センター受託者）が提供する。
- (2) 委員は、必要に応じ事務局に資料提供（説明者の招致を含む）を求め、または自ら資料を提供することができる。
- (3) 委員長は会議の進行及び意見の調整を行うものとし、委員の互選により定める。なお、委員長が不在の時は副委員長がその職務を代理する。
- (4) 委員会は公開とし、委員会の記録（議事概要）をまとめ公開する。ただし、事業助成の審査は非公開とする。また、熊本市情報公開条例第7条に掲げる情報に該当する情報について協議を行うとき又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で公開が不適当と議決されたときは、これを公開しないことができる。
- (5) その他の委員会の運営は、随時、委員で協議して定める。